

監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表し、同条第10項の規定により、意見を提出します。

令和4年3月30日

寒川町監査委員 北村美仁
同 太田眞奈美

1 監査の種類

財務監査のうち定期監査

2 監査の実施期間

令和4年2月7日から令和4年2月24日まで

3 監査の対象部課等

健康福祉部 福祉課

4 監査の対象

令和3年度（令和3年4月1日から令和3年12月31日まで）の財務及び事務の執行状況

5 監査の着眼点（評価項目）

これまでの監査結果を踏まえ、留意事項等があった事務事業の改善状況を確認するとともに、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理や事務の執行が法令、規則等に基づき適切に執行されているか、公有財産が適切に管理されているか、予算執行に対して効果的かつ効率的な事務が行われているか、組織や運営の合理化が図られているかなどに着目して監査を実施した。

6 監査の実施内容

予算執行、収入、支出などの会計事務処理、契約締結及び履行、事務事業の執行、補助金等事務の正確性や庶務事務の適否などについて、検査資料等の抽出検査の他、ヒアリングを実施して検査を行った。

7 監査の結果

令和3年度に係る財務事務執行では、委託事務において令和3年4月1日付けで契約締結していたにもかかわらず、支出負担行為書が作成されていないものがあった。また、福祉タクシー利用助成事業では、要綱に「その適否を決定し、申請者に交付決定通知書により通知する」とあるが、通知がされていなかった。

その他の財務事務についてはおおむね適正に執行されているものと認められた。軽微な留意事項については、口頭で指導した。

8 監査の結果に関する意見

随意契約は政令で規定する要件に該当する場合に限り認められる例外的な契約方法であり、特に業者選定を競争入札によらない1者随意契約とする判断は、経済性及び公平性の観点から慎重に行わなければならない。

随意契約を締結の際、法的根拠が不記載のものや、その根拠法令である地方自治法施行令第167条の2第1項の解釈が正しく理解されていないため、根拠法令とその理由に不整合が見られた。契約事務の透明性を確保し、町民への説明責任を果たす観点から、1者随意契約と判断した経過や理由については、正確かつ具体的に記載する必要がある。